

あすばる大崎 無償譲渡決まる

12月定例会で特別委員会に付託された議案の審議内容（抜粋）

あすばる大崎等の町有財産の 取り扱いに関する審査特別委員会

●財産の無償譲渡（議案第51号）
（関連する記事が2ページに掲載）

質 町有建物譲与仮契約書の第1条第3項に「源泉の付帯設備は譲渡するが、源泉の権利は町の所有とする」とある。仮に付帯設備が故障した場合の取り扱いはどうなるのか。

答 源泉の権利は町が所有し、付帯設備については全て譲渡することから、例えば源泉のポンプが壊れた場合には、譲渡の相手方である阿部商事(有)で負担していただくというところで了解を得ている。



民営化されるあすばる大崎

質 今後グランドゴルフ場の利用者や大会が開催された際のあすばる大崎のトイレの使用は可能なのか。

答 多目的広場については今までどおり町の管理であり、阿部商事(有)としても、グランドゴルフ場の利用者や大会参加者を誘客したいと考えているようなので、トイレの使用等については間違いなく使用可能である。

質 財産の無償譲渡前の令和3年3月31日までに、阿部商事(有)からあすばる大崎の修繕等についての申出があった場合には、どのような対応となるのか。

答 今あるものをそのまま譲渡するということでの契約になっていることから、3月31日までに経営に関係する案件が生じた場合は、対応する可能性はあるが、阿部商事(有)からの申出等による理由から修繕等を行うことは無い。